

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、文部科学省及び厚生労働省から発出された事務連絡について周知するとともに、感染症対策の一層の徹底をお願いするものです。

事務連絡
令和3年4月26日

都道府県
各指定都市 認定こども園担当課 御中
中核市

内閣府子ども・子育て本部参事官付
(認定こども園担当)

緊急事態宣言を踏まえた認定こども園の対応について

日頃より認定こども園行政の推進に御尽力・御協力いただき大変ありがとうございます。

このたび、内閣総理大臣より、東京都、大阪府、兵庫県、京都府の4府県を対象区域として、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条に基づく緊急事態宣言が発令されました。

このことを受け、文部科学省より「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」（令和3年4月23日事務連絡）（参考資料1）、厚生労働省より「緊急事態宣言が発出された地域における保育所等の対応について（周知）」（令和3年4月23日付け事務連絡）（参考資料2）が発出されましたのでお知らせします。

これらの事務連絡において、学校については、文部科学省は、学校設置者等に対して一律に臨時休業を求めるのではなく、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請すること、また、保育所等については、感染防止策を徹底しつつ、原則開所していただきたいこと等が示されております。

これらの事務連絡の内容をご確認いただくとともに、認定こども園において園児が感染した場合等における臨時休業に係る考え方等について整理した「認定こども園における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和3年1月8日付け事務連絡）（参考資料3）等を踏まえ、地域の感染の状況に応じた感染症対策を一層徹底くださるようお願いいたします。

また、管内の認定こども園及び市町村に対して周知いただきますようお願いいたします。

(本件担当)

内閣府子ども・子育て本部参事官付

(認定こども園担当)

Tel : 03 (6257) 3095

Fax : 03 (3581) 2521

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が行われたことを踏まえ、各学校等及び設置者において、改めて感染症対策の徹底をお願いいたします。

事務連絡
令和3年4月23日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について

このたび、内閣総理大臣より、東京都、大阪府、兵庫県、京都府の4都府県を対象区域として、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態宣言(以下「緊急事態宣言」という。)」が行われ、政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(以下「対処方針」という。)」が改訂されました。各学校等(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校高等課程をいう。以下同じ。)及び設置者におかれては、改訂された基本的対処方針等に基づくとともに、下記に御留意の上、新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いいたします。

各都道府県教育委員会教育長におかれては、所管の学校(専修学校高等課程を含む。以下同じ。)及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれては、その管下の学校に対し、厚生労働省社会・援護局長におかれては所管の専修学校高等課程に対し、周知いただくようお願いいたします。

記

1．感染症対策の徹底

各学校等及びその設置者におかれては「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」(令和3年1月8日付け初等中等教育局長・スポーツ庁次長・文化庁次長連名通知)(別紙1)も踏まえ、各学校等における感染症対策についての点検を行い、対策を一層徹底いただきたいこと。

緊急事態宣言の対象区域に属する地域においては、感染状況に応じて、学校教育活動や部活動において行われる活動で、「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い活動」を一時的に制限することなど、感染症対策を強化していただきたいこと。

2．変異株の拡大への対応

現在、日本国内では、変異株の感染者の割合が増加しつつあり、なかでも、N501Yの変異がある変異株は、従来株と比べ、感染しやすい可能性があると言われており、児童生徒等もその例外ではないことから、極めて強い危機意識をもって対応していくことが求められていること。

一方で、現時点では、児童生徒等が重症化しやすいというエビデンスは得られておらず、児童生徒等が変異株に感染し死亡した事例はないこと。

変異株への対策としては、従来と同様に、3密の回避や、マスクの着用、手洗いなど基本的な感染症対策の徹底が推奨されており、引き続き徹底していくことが重要であること。

くわえて、児童生徒等については、児童生徒等が感染を拡大することのないよう、家庭での健康観察の徹底や、クラスターの発生を防ぐことに特に留意することが大切であること。

各学校等においては、感染症対策がとられていることについて、(別紙2)のチェックリストも活用いただき、改めて確認するとともに、学校の設置者においても、各学校等における感染症対策の状況を把握・確認し、必要な措置や支援を行っていただきたいこと。

3．やむを得ず学校に登校できない場合のICTを活用した学習保障

学校においては、地域の感染状況を踏まえ、学習活動を工夫しながら、可能な限り、学校教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが必要であること。子供たちがやむを得ず学校に登校できない場合には、GIGAスクール構想により整備を進めてきた端末を含め学校に配備されている端末を最大限活用することとし、家庭環境や情報セキュリティに十分留意しながら、自宅等においても学習を継続できるようオンライン学習が行える環境を積極的に整えること。

その際、設置者及び学校においては、「学校に整備されたICT端末の緊急時における取扱いについて」(令和2年9月11日公表)を参考にするとともに、通信環境が整っていない家庭に対して、ルータ等の貸し出しを積極的に行うこと。

4 . 変更後の対処方針等

別紙3のとおり (内閣府注：別紙3省略)

(学校の取扱いに係る記載)

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(3) まん延防止

5) 学校等の取扱い

文部科学省は、学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるのではなく、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請する。幼稚園、小学校、中学校、高等学校等については、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を要請する。また、大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することを要請する(緊急事態措置区域においては、大学等の感染対策の徹底とともに、遠隔授業も活用した学修者本位の授業の効果的な実施による学生等の学修機会の確保を図る)。部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについては、学生等への注意喚起の徹底(緊急事態措置区域及び重点措置区域においては、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛)を要請する。都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うものとする。

< 本件連絡先 >

文部科学省

初等中等教育局 健康教育・食育課 03 - 5253 - 4111(内2918)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が行われたことを踏まえ、各学校等及び設置者において、本通知の留意事項等を踏まえて、感染症対策の総点検を行い、感染対策を一層徹底いただくようお願いいたします。

2 文科初第 1462 号
令和 3 年 1 月 8 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 12 条
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省初等中等教育局長
瀧 本 寛

スポーツ庁次長
藤 江 陽 子

文化庁次長
矢 野 和 彦

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた
小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への
対応に関する留意事項について（通知）

このたび、内閣総理大臣より、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 の 4 都県を
対象区域として、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31
号）に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」とい
う。）」が行われ、政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方
針（以下「対処方針」という。）」（別紙 1）が改訂されたことを踏まえ、各学校
等（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校高等課程をい
う。以下同じ。）、設置者及び高等学校入学者選抜等の実施者（小学校や中学校、

特別支援学校等の入学者選抜を含む。)に御留意いただきたい事項を整理しましたので、お知らせします。

この趣旨に十分御留意の上、各学校等及びその設置者におかれましては、「小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」(令和3年1月5日付け初等中等教育局長・スポーツ庁次長・文化庁次長連名通知)も踏まえ、各学校等における感染症対策についての総点検を行い、感染対策を一層徹底いただくようお願いいたします。

各都道府県教育委員会教育長におかれては、所管の学校(専修学校高等課程を含む。以下同じ。)及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれては、その管下の学校に対し、厚生労働省社会・援護局長におかれては所管の専修学校高等課程に対し、周知いただくようお願いいたします。

記

現在の感染状況を踏まえれば、社会のあらゆる分野で新規の感染者を一人でも減らすことが不可欠であり、学校も例外ではありません。このため、各学校等において、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」(以下「衛生管理マニュアル」という。)を踏まえて、地域の感染レベルに応じた感染症対策が適切にとられているか、改めて確認の上、徹底することが求められます。また、特に緊急事態宣言の対象区域に属する地域においては、警戒度をこれまでより一段階高めて、感染症対策のさらなる徹底を図ることが必要です。これらの際に留意いただきたい事項は下記のとおりです。

各学校等においては、感染症対策がとられていることについて、(別紙2)のチェックリストも活用いただき、改めて確認するとともに、学校の設置者においても各学校等における感染症対策の状況を把握・確認し、必要な措置や支援を行っていただくようお願いいたします。

1. 学校教育活動の継続等

地域一斉の臨時休業については、学校における新型コロナウイルスのこれまでの感染状況や特性を考慮すれば、子供の健やかな学びの保障や心身への影響

の観点からも、避けるべきであること。ただし、緊急事態宣言の対象区域に属する地域に所在する高等学校及び特別支援学校においては、設置者の判断により、生徒等の通学の実態等も踏まえ、感染状況に応じて、例えば時差登校や分散登校の導入などの検討も行い、警戒度をより高めること。

2. 感染症対策

(1) 健康観察の徹底

児童生徒等も教職員も、毎日の登校・出勤前の健康観察を、改めて徹底すること。感染者の増加している地域では、同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合も、登校・出勤をさせないこと。さらに、登校後においても児童生徒等の体調の観察に努め、体調の不調に教職員が気づいた場合には、すみやかに養護教諭等と連携し、迅速な対応を取ること。

また、教職員については、教職員は多数の児童生徒等に接する業務であることに鑑み、各学校において、教職員が発熱等の風邪症状がある時には休みを取り、積極的に受診しやすい環境を整えること。

(参考)「小学校、中学校及び高等学校等にかかる感染事例等を踏まえて 今後求められる対策等について (通知)」(令和2年8月6日付け初等中等教育局長通知) 抜粋

また、特に教職員に関しては、休みをとりやすい職場環境も重要です。具体的には、急遽出勤できなくなる可能性も想定して、教職員間で業務の内容や進捗、学級の状況等の情報共有を日頃から行うことや、教職員が出勤できなくなった場合の指導体制等の校務分掌について検討を進めることなどの工夫も有効です。さらに、教職員本人が濃厚接触者となったり、同居家族に風邪症状があるなどにより出勤できない場合に、業務をテレワークで行えるよう、必要な規程等を定めることが考えられるとともに、ICTを活用したテレワークの実施については、「新型コロナウイルス感染症対策のために小学校、中学校、高等学校等において臨時休業を行う場合の学習の保障等について (通知)」

(2文科初第154号令和2年4月21日付け文部科学省初等中等教育局長通知)の3

(2)を参照してください(別紙参照)。なお、文部科学省において、事例集も作成しています。

(2) 感染リスクの高い活動の回避

ア. 感染リスクの高い教育活動

教科等活動に関しては、「衛生管理マニュアル」における、地域の感染レベルごとの行動基準を踏まえて行うこととし、特に緊急事態宣言の対象区域に属する地域においては、以下に例を挙げるような、「感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動」は、一時的に停止すること。

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」(★)
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱(注)及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」(★)
- ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」(★)
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」(★)や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」(★)

なお、「★」を付した活動は特にリスクが高いことから、緊急事態宣言の対象区域に属する地域以外でも、感染者が散発的な発生にとどまり医療提供体制に特段の支障がないような状況でない限り、その実施について慎重に検討するとともに、上に例を挙げる活動以外であっても、児童生徒等同士が近距離で大きな発声を伴う活動や身体的接触、マスクを外して行う運動など、感染リスクの高い活動については、地域の感染状況等に応じて、適宜見直すこと。

(注) 合唱に関しては、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(通知)」(令和2年12月10日文科科学省初等中等教育局長・文化庁次長連名通知)も参照のこと。

イ. 体育

体育の授業の実施に当たっては、以下の点に留意すること。なお、緊急事態宣言の対象区域に属する地域における留意事項として示した項目であっても、対象区域外の地域でも、地域の感染状況に応じて、これを参考としつつ、適切に取り組むこと。

- ・可能な限り屋外で実施すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動を避けることを徹底すること。
- ・緊急事態宣言の対象地域に属する地域では、運動時のマスク着用による身体へのリスクを考慮して、マスクの着用は必要はないが、授業の前後における着替えや移動の際や、授業中、教師による指導内容の説明やグループでの話し合いの場面、用具の準備や後片付けの時など、児童生徒が運動を行っていない際は、可能な限りマスクを着用すること。また、呼気が激しくならない軽度な運動の際は、マスクを着用することが考えられる。
- ・緊急事態宣言の対象区域に属する地域における体育の授業内容について、

集団で行う活動は避け、なるべく個人で行う活動とし、特定の少人数（2～3人程度）での活動（球技におけるパスやシュートなど）を実施する際は十分な距離を空けて行うこと。

ウ. 給食、弁当、教職員の食事等の飲食の場面

給食等の食事をする際には、食事の前後の手洗いを徹底すること。会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなどの対応をとること。

同様に、高等学校等で弁当を持参する場合や、部室等で食事をする場合、教職員の食事の場面においても注意すること。生徒等同士での昼食や、教職員が同室で昼食をとる場面でも、飛沫を飛ばさないような席の配置や、距離がとれなければ会話を控えるなどの対応を工夫すること。食事後の歓談時には必ずマスクを着用すること。

(3) 部活動における感染症対策の強化

緊急事態宣言の対象区域に属する地域においては、その感染状況を踏まえ、学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等を一時的に制限するなど感染症への警戒度を高めること。また、部活動終了後に、生徒同士で食事することを控えるよう特に指導を徹底すること。なお、新型コロナウイルス感染症対策分科会の専門家から、緊急事態宣言下における学生・生徒が行う部活動についての考え方が取りまとめられており、その要点は（別紙3）のとおりであるため、これについても参照すること。

(4) 学校外の行動における留意事項

緊急事態宣言の対象区域に属する地域の学校においては、対処方針も踏まえ、児童生徒等に対して、特に20時以降の不要不急の外出は控えることなどについても指導すること。同様に、教職員に対しても周知徹底すること。

(5) 幼稚園における感染症対策

幼稚園においては、必要に応じて（2）等に述べた感染症対策を参照するとともに、幼児特有の事情を考慮し、「衛生管理マニュアル」第5章「幼稚園において特に留意すべき事項について」に掲げる事項にも留意しながら、各園における感染症対策について改めて確認・徹底すること。

3. 心のケア等

「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支

援学校等における教育活動の再開後の児童生徒に対する生徒指導上の留意事項について（通知）」（令和2年5月27日付け初等中等教育局児童生徒課長通知）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に起因するストレス、いじめ、偏見等に関し、相談窓口（「24時間子供SOSダイヤル」や各自治体において開設している相談窓口等）を適宜周知するとともに、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援を行うなど、児童生徒の心のケア等に配慮すること。

併せて、学校現場で感染症対策や心のケア等を最前線で支える教職員の精神面の負担にも鑑み、学校の管理職や設置者等は「新型コロナウイルス感染症への対応に伴う教職員のメンタルヘルス対策等について（通知）」（令和2年6月26日付け初等中等教育局初等中等教育企画課長・財務課長・健康教育・食育課長通知）等も踏まえ、教職員のメンタルヘルスにも十分配慮すること。

4. 高等学校入学者選抜等

（1）高等学校入学者選抜等の実施

今後予定されている令和3年度高等学校入学者選抜等については、緊急事態宣言の対象区域に属する地域の内外に関わらず、万全を期した上で、予定どおり実施していただきたいこと。

その際には、「令和3年度高等学校入学者選抜等の実施に当たっての留意事項について」（令和2年6月22日付け初等中等教育局児童生徒課・特別支援教育課・参事官（高等学校担当）・総合教育政策局生涯学習推進課事務連絡）や「令和3年度高等学校入学者選抜等における無症状の濃厚接触者の取扱いについて」（令和2年10月30日付け初等中等教育局児童生徒課・特別支援教育課・参事官（高等学校担当）・総合教育政策局生涯学習推進課事務連絡）を踏まえ、各実施者において、引き続き、感染症対策や追検査等による受検機会の確保に努めていただきたいこと。

（2）感染症対策の徹底と更なる検討

例えば、試験会場で発熱・咳等の症状のある入学志願者がいた場合にどのような対応をするか、試験会場で起こり得る事態を想定してあらかじめ対応を定めておき、試験の現場において混乱が生じないように留意することなど、地域の感染状況を踏まえ、必要に応じて、更なる感染症対策も検討していただきたいこと。

その際には、「令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」（令和2年6月19日大学入学者選抜方法の改善に関する協議決定、同年10月29日一部改定）や「令和3年度大学入

学者選抜に係る大学入学共通テスト新型コロナウイルス感染症予防対策等について」（令和2年11月6日付け独立行政法人大学入試センター理事長通知）なども参考としていただきたいこと。

また、入学志願者や試験監督者等の試験業務に携わる者の体調管理について、入学志願者の在籍する中学校等や入学者選抜の実施者において、より徹底すること。

<本件連絡先>

文部科学省：03-5253-4111（代表）

- 下記以外のこと
初等中等教育局 健康教育・食育課（内2918）
- 運動部活動に関すること
スポーツ庁 政策課 学校体育室（内3777）
- 文化部活動に関すること
文化庁 参事官（芸術文化担当）学校芸術教育室（内2832）
- 心のケア等に関すること
初等中等教育局 児童生徒課（内3289）
- 高等学校入学者選抜等に関すること
 - ・下記以外
初等中等教育局 児童生徒課（内3291）
 - ・中等教育学校
初等中等教育局 参事官（高等学校担当）（内2349）
 - ・特別支援学校
初等中等教育局 特別支援教育課（内3193）
 - ・専修学校高等課程
総合教育政策局 生涯学習推進課 専修学校教育振興室（内2915）

(参考) 学校教育活動を継続するためのチェックリスト

教職員や関係者の皆さまのこれまでの献身的な御努力に心から感謝申し上げます。国内で高いレベルの感染状況が続く中、子供たちの学びを何としても継続するため、緊急事態宣言の対象区域の学校はもとより、区域外の学校でも、感染対策を徹底するための総点検をお願いします。

具体的には、各学校等において、以下の点について改めて再点検を行い、感染対策の万全を期していただきますよう、お願いします。

- 登校・出勤前の健康観察などによる健康状態の把握に加え、登校後の体調不良者の早期発見に努め、養護教諭等と連携した迅速な対応をとっていますか。
- 教職員についても、体調不良時には休みをとったり受診したりしやすい環境の整備を工夫していますか。
- 教室等における常時換気（難しい場合には30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに窓を全開）を励行するとともに、児童生徒等に温かい服装を心掛けるよう指導し、学校内での防寒目的の衣服の着用等について、柔軟に対応していますか（コートや防寒着・マフラー等の着用、ひざ掛け・毛布などの使用等）。
- 各教科の学習活動や方法が、「衛生管理マニュアル」第3章「具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について」に示された、地域の感染レベルに応じた活動の考え方に相応するものとなっていますか。
(※全ての教科についてチェック)
- 体育の授業を体育館など屋内で実施する必要がある場合は、呼気が激しくなるような運動は避けるなど、体育における留意事項を徹底していますか。
- 給食、弁当、部室での食事、教職員の食事などを含め、すべての飲食の場面において、飛沫を飛ばさないような席の配置や、距離がとれなければ会話を控えるなどの対応を工夫していますか。また、食事後の歓談時には必ずマスクを着用するよう指導を徹底していますか。
- 部活動（その前後の活動も含む）において、地域毎の感染レベルに応じた活動を行っていますか。特に、高等学校においては、地域の感染状況に応じて、感染リスクの高い活動を一時的に制限することも含め検討していますか。

事務連絡

令和3年4月23日

各〔都道府県〕保育主管部（局） 御中
〔市町村〕地域子ども・子育て支援事業主管部（局）

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

緊急事態宣言が発出された地域における保育所等の対応について（周知）

このたび新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条に基づく緊急事態宣言（以下「今般の緊急事態宣言」という。）が発令され、東京都、京都府、大阪府及び兵庫県で令和3年4月25日より緊急事態措置が実施されることとなりました。

今般の緊急事態宣言が発令された後の保育所等の対応について、下記のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

なお、令和2年4月7日から同年5月25日にかけて発令されていた緊急事態宣言の際に想定していた対応である「緊急事態宣言後の保育所等の対応について」（令和2年4月7日付け事務連絡）は適用されませんので御留意ください。

また、今般の緊急事態宣言の発令等を踏まえ、以下について改正を行っておりますので、こちらも併せて御参照ください。

（別添1）保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&A（第十報）（以下「保育所等Q&A」という。）

（別添2）地域子ども・子育て支援事業にかかる新型コロナウイルス感染症対策関係FAQ（令和3年4月23日現在）（以下「13事業FAQ」という。）

記

○ 保育所、放課後児童クラブ等については、感染防止策を徹底しつつ、原則開所していただきたいこと。

感染防止策については、保育所等Q&A問5や13事業FAQ問4等でお示ししてきたとおりの内容であるため、改めて御了知いただきたいこと。また、保育所等において感染者が出

た場合等の対応についても、保育所等 Q&A 問 2 や 13 事業 FAQ 問 2 等でお示ししてきたとおりであり、引き続き適切に御対応いただきたいこと。

なお、認可外保育施設においても、各施設において同様の取扱いが行われるよう、都道府県、指定都市、中核市又は児童相談所設置市で、必要に応じた情報提供及び助言等を実施していただきたいこと。

(問合せ先)

(保育所、地域型保育事業所、一時預かり事業、病児保育について)

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL : 03-5253-1111 (内線 4854, 4835)

FAX : 03-3595-2674

E-mail : hoikuka@mhlw.go.jp

(認可外保育施設について)

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

TEL : 03-5253-1111 (内線 4838)

FAX : 03-3595-2313

E-mail : ninkagaihoiku@mhlw.go.jp

(利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業、放課後児童クラブ、児童厚生施設について)

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

TEL : 03-5253-1111 (内線 4966)

FAX : 03-3595-2749

E-mail : clubsenmon@mhlw.go.jp

以上

事務連絡

令和3年4月23日

各 都道府県 保育主管部（局）御中
市町村

厚生労働省子ども家庭局保育課

保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかる Q&A について（第十報）
（令和3年4月23日現在）

新型コロナウイルス感染症への対応については、「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う保育所等の対応について（令和2年5月14日）」等に基づきお示ししています。今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条に基づく緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、記載を修正しました。（追記・修正を行った問9の該当箇所を下線を付しています。）

つきましては、管下の保育所等に対して本件の周知をお願いするとともに、引き続き、本 Q&A に示す感染症対策、健康管理、定期的な換気等の実施を徹底いただくよう周知をお願いします。

御不明な点等があれば、下記の連絡先まで御連絡・御相談ください。

○本件についての問合せ先

（保育所、地域型保育事業所について）

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL：03-5253-1111（内線4853，4854）

FAX：03-3595-2674

E-mail：hoikuka@mhlw.go.jp

新型コロナウイルス感染症対策に関する保育所等に関する Q&A（第十報）

（保育所の開園関係）

問1 感染拡大が広がっている中で、なぜ保育所等は開所するのか。

- 保育所等については、保護者が働いており、家に1人であることができない年齢の子どもが利用するものであることから、原則として引き続き開所いただくこととしています。

ただし、保育所等においても、感染の予防に最大限配慮することが必要であり、①保育所等の園児や職員が罹患した場合や、地域で感染が拡大している場合には、市区町村の判断の下、臨時休園が行われうるとともに、②開園する場合にも、手洗いなどの感染拡大防止の措置を講じたり、卒園式の規模を縮小・短縮して行ったりするなど、感染の予防に努めるよう通知しているところで

問2 保育所等において感染してしまった子どもが出た場合、市区町村はまず何をすべきか。

- 都道府県の保健衛生部局等と連携の上、感染者の状況の把握とともに、濃厚接触者の範囲の確認を行い、休園の判断を行ってください。休園に関する措置については「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）（令和2年2月25日付事務連絡）」で示しているところです。
- 他の保護者への周知については、個人情報に十分配慮した上で、
 - ・現時点での休園予定期間
 - ・休園中の健康観察とその連絡（症状が出たら保健所とともに保育所等にも必ず連絡するよう依頼）
 - ・代替保育の紹介
 - ・保育料や給食費等の取扱い
 - ・今後の連絡先や相談窓口などについて情報提供及び要請を行ってください。
- 感染症対策としての消毒については、保健所の指示に従い、施設の消毒を行ってください。

- 感染した子ども等に対して、偏見が生じないように、人権に配慮した対応が必要です。また、休園に際し子どもや保護者に過度の不安を生じさせないために、新型コロナウイルス感染症について正しい認識や感染症対策を含めた理解を深められるよう情報提供を行ってください。

問3 子どもが濃厚接触者に特定された場合どのように対応すべきか。

- 子どもが感染者の濃厚接触者に特定された場合には、当該子どもの保護者に対し、市区町村は登園を避けるよう要請することとしています。なお、この場合において、登園を避ける期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間を目安としています。

(保育士が不足した場合の対応)

問4 保育士が濃厚接触者に特定されたことなどにより、保育士等が休まざるをえない状況になった場合に、どのような対応が考えられるか。

- 新型コロナウイルス感染症の対応に伴い、保育所等において保育士等が一時的に不足し、人員等の基準を満たすことが出来なくなるなどの場合は、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う保育所等の人員基準の取扱いについて(令和2年2月25日付事務連絡)」に基づき、利用児童の保育に可能な限り影響が生じない範囲で、人員基準を柔軟に取扱いいただくよう、お願いをしているところです。
- その上で、多くの保育士が濃厚接触者に特定されるなどのために、一定期間継続して保育士等が不足し、やむを得ない場合に、市区町村と相談の上、例えば仕事を休んで家にいる保護者に、園児の登園を控えるようお願いすることは考えられます。この場合にも、保育所等は保育が必要な乳幼児に対して保育を提供するという重要な役割を担っていることに鑑み、保育が必要な者に保育が提供されないということがないように、市区町村において十分御検討いただきたいと考えています。
- なお、保育士が、感染する又は濃厚接触者に指定されるといった状況になく、その子どもが通う小学校の休業等のように出勤可能な状況であるにもかかわらず、子どもの預け先がないなどの理由によりそうした保育士が出勤しないことにより、一定期間保育士が不足する場合については、例えば、子を預けてい

る保育所が、放課後児童クラブやその他のサービスを受けることについて調整したり（※）、同一の法人や他の法人から一時的な補充を行う等、可能な限りの取組をお願いします。

（※）「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後児童健全育成事業の優先利用に関する留意事項について（令和2年3月4日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長通知）」において、放課後児童クラブにおいて利用ニーズが高まる場合には、特に優先利用の対象として、保護者が保育士の場合などが挙げられているところです。

（感染症の予防について）

問5 新型コロナウイルス感染症を予防するために注意すべきことはあるか。

- まずは、一般的な感染症対策や健康管理を心がけてください。最も重要な対策は手洗い等により手指を清潔に保つことです。具体的には、石けんを用いた流水による手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒などを行ってください（適切な手洗いの手順等については『保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）』（※1）のP14等を御参照ください。）。また、新型コロナウイルス感染症対策として、手が触れる机やドアノブなど物の表面には、消毒用アルコールのほか、次亜塩素酸ナトリウムによる消毒が有効です（次亜塩素酸ナトリウムについては、吸引すると有害であり、噴霧は行わないでください）。（※2）

定期的な換気（2方向の窓を開け、数分程度の換気を1時間に2回程度行うことが有効です。窓が1つしかない場合は、部屋のドアを開けて、扇風機などを窓の外に向けて設置すると効果的です。）も併せて行ってください。特に、行事等により、室内で多くの子どもたちが集まる場合には、こまめな換気が重要です。

また、マスクや消毒液といった感染症防止に必要な備品については、累次の補正予算を活用し、市区町村がマスクや消毒液の購入等に必要となる経費や消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など職員に支払われる手当等の支給するための経費を上限50万円まで補助しているほか、保育士の業務負担軽減のために消毒作業等の周辺業務を行う保育支援者の配置に係る補助事業を設けており、感染

防止に資する各種事業を積極的に御活用いただくようお願いします。(※3)

なお、布製マスクについては、「介護施設等への布製マスクの配布希望の申出について（令和2年8月4日付事務連絡）」等でお示ししたとおり、配布を希望する保育所等に随時配布を行っていますので、厚生労働省ホームページ（※4）で示す所定の方法により申請してください。配布までの所要は概ね3週間程度の見込みです。

さらに、社会福祉施設等（保育所等を含む。）に必要な衛生・防護用品については、各施設で確保していただくことが基本ですが、新型コロナウイルス感染症対応等緊急的に発生する大量の需要や購入費の値上がりにより、乳幼児のおむつ交換時の排便処理に必要な使い捨て手袋などが不足する事態に備え、「新型コロナウイルス感染症に関連した感染症拡大防止のための衛生・防護用品（使い捨て手袋）の都道府県等への配布について」（令和2年9月29日付け厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）等でお示ししたとおり、都道府県・指定都市・中核市から社会福祉施設等に対して使い捨て手袋等が供給できるように、国が直接調達して、都道府県等に一定数量の配布を行っています。

(※1) 『保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）』

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf>

(※2) 厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ホームページ「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

(※3) 令和2年度第3次補正予算においても、新型コロナウイルス感染症対策として、第2次補正予算に加えた更なる感染症対策の実施に伴う経費の補助や研修のオンライン化への支援などの拡充を盛り込んでいる。

(※4) 厚生労働省ホームページ「介護施設等への布製マスクの配布希望の申出について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mask_haifukibou.html

(登園を避けるよう要請する目安)

問6 発熱に関して、低年齢児の場合、一般に体温が変動しやすい。何を基準に判断すればよいか。

- 「保育所等における感染拡大防止のための留意点について（第二報）（令和2年5月14日）」に基づき、発熱等がある場合は登園を避けるよう要請することとしています。ただし、発熱の判断をする際には、平熱に個人差があることについて留意することが求められます。また、今般の新型コロナウイルス感染症を発症した人の中には、あまり高い熱が出ないケースも見受けられます。子どもの個々の取扱いについては、主治医や嘱託医と相談するとともに、判断に迷う場合は市区町村や保健所とも相談の上対応してください。

問7-1 発熱や呼吸器症状が有る場合は登園を避けてもらうような要請となっているが、ぜん息など、新型コロナウイルス感染症以外の疾患からくる症状で、新型コロナウイルス感染性によるものではないと医師から診断が出ている場合の取扱いはどのようにすべきか。

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止の観点から、発熱や呼吸器症状など風邪症状がある場合は登園・出勤の回避を要請していただくよう、「保育所等における感染拡大防止のための留意点について（第二報）（令和2年5月14日）」でお伝えしています。ただし、呼吸器症状等が新型コロナウイルス感染性によるものでないと医師が判断した場合はこの限りではありません。なお、症状等で心配がある場合には、主治医や嘱託医と相談するとともに、市区町村や保健所とも相談の上対応してください。

問7-2 新型コロナウイルス感染症に関して、医療的ケア児の取扱いで注意すべき点は何か。

- 医療的ケアを必要とする子どもの中には、呼吸の障害を持ち、気管切開や人工呼吸器を使用している者もあり、肺炎等の呼吸器感染症にかかりやすい特徴があることから、主治医や嘱託医に現在の保育所等を取り巻く状況を丁寧に説明し、対応方法を相談の上、その指示に従ってください。また、登園時には、特に健康観察を徹底し、日々の体調の変化に留意してください。なお、医療的ケアを必要としないものの、基礎疾患のある子どもについても同様の対応としてください。

(保育の代替措置について)

問8 臨時休業の際に、どうしても保育が必要となる子どもの保育について、保育士による訪問の検討が挙げられているが、こうした措置を取る際の留意点はどのようなことが考えられるか。

○ 保育士の方は、子どもの居宅という環境での保育には必ずしも慣れていないことを踏まえ、保育時間や食事の提供、利用可能な場所や物品等についての確認、緊急時の対応等について留意してください。

いずれにしても、保育士の訪問による保育を行う際には、市区町村が当該保育所等と連携の上で、子どもの安全と家庭のプライバシーに十分配慮するとともに、保育士の方が安心して保育に当たることができるよう取り決め事項等の整備を行った上で実施することが重要です。

(緊急事態宣言後の対応)

問9-1 令和3年1月8日より発令される緊急事態宣言（以下このQ&Aでは「令和3年1月緊急事態宣言」という。）や令和3年4月25日より発令される緊急事態宣言（以下このQ&Aでは「令和3年4月緊急事態宣言」という。）に基づく緊急事態特別措置を実施すべきとされた地域における保育所は、どのように対応すべきか。

○ 令和3年1月緊急事態宣言については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和3年1月7日変更））（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）」において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に記載のとおり「社会経済活動を幅広く止めるのではなく、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底する。すなわち、飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、その実効性を上げるために、飲食につながる人の流れを制限する」ものであるとされている中で、「厚生労働省は、保育所や放課後児童クラブ等について、感染防止策の徹底を行いつつ、原則開所することを要請する」こととされていることを踏まえ、原則開所いただくようお願いしたところです。また、令和3年4月緊急事態宣言についても同様の対応をお願いします。

問9-2 なぜ令和3年1月緊急事態宣言及び令和3年4月緊急事態宣言では、令和2年4月から5月にかけて発令された緊急事態宣言（以下このQ&Aでは「令和2年4月緊急事態宣言という。」）時と異なり、登園自粛を求めずに原則開所とするのか。

- 令和3年1月緊急事態宣言については、問9-1にあるとおり、社会経済活動を幅広く止めるものではなく、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底するものであり、これにより保育を必要とする者が大幅に減少することも想定されないことから、また、新型コロナウイルス感染症の特徴として、子どもが重症化する割合は低いことも踏まえ、必要な者に必要な保育を提供するという観点から、原則開所することをお願いしたものです。また、令和3年4月緊急事態宣言についても同様の対応をお願いするものです。

参考1 令和2年4月緊急事態宣言に基づく緊急事態特別措置を実施すべきとされた地域における保育所は、どのように対応すべきとされていたか。

- まずは、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対して、園児の登園を控えるようお願いするなど、保育の提供を縮小して開所することについて検討をお願いします。また、園児や職員が罹患した場合や地域で感染が著しく拡大している場合で保育の提供を縮小して実施することも困難なときは、臨時休園の検討をお願いします。なお、この場合においても、医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な者の子ども等の保育が必要な場合の対応について、検討をお願いします。

参考2 令和2年4月緊急事態宣言に基づく緊急事態宣言が解除された地域における保育所は、どのように対応すべきとされていたか。

- 緊急事態措置を実施すべき区域の指定が解除された都道府県内の市区町村における保育所等においては、原則として開所していただくようお願いします。
- ただし、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月25日変更）においては、指定を解除された地域においても、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要がある旨が示されていることから、引き続き、一定期間、感染防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対して、市区町村の要請に基づき、園児の登園を控えるようお願いすることが考えられます。その際にも、必要な者に保育が提供されないということがないように、市区町村において十分に検討いただくようお願いします。いずれにし

ても、登園自粛をお願いするか否かの判断は、地域における感染拡大の状況等の実情を踏まえ、市区町村において行ってください。

- なお、保育所等において園児や職員が罹患した場合等においては、問1ただし書や問2に沿って臨時休園等の対応を検討してください。

問10-1 令和2年4月7日付け事務連絡にある「医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者」には、どのようなものが想定されるか。

- 各都道府県における休業要請等の内容や、市区町村の実情を踏まえて検討いただくものではありませんが、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和3年4月23日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）」において例示されている「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」（※）を踏まえ、市区町村において検討の上、適切に御判断ください。

（※）（参考）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和3年4月23日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）（抜粋）

（別添）緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者

以下事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、すべての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供など、患者の治療に必要なすべての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者などが生活する上で必要な物資・サービスに関わるすべての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。
 - ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等）
 - ② 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）

- ④ 食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
 - ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
 - ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
 - ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
 - ⑧ 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
 - ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
 - ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）
4. 社会の安定の維持
- ・社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。
 - ① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
 - ② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等）
 - ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
 - ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
 - ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
 - ⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
 - ⑦ 育児サービス（託児所等）
5. その他
- ・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場など）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。

問 10-2 令和2年4月7日付け事務連絡にある「ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な者の子ども等」には、どのようなものが想定されるか。

- ひとり親家庭の子どものほか、例えば、病気や障害を有している保護者の子ども、同居している親族を常時介護・看護している保護者の子ども、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象児童（※1）などであって、家庭での保育が困難と考えられる場合が考えられ、市区町村において検討の上、適切に御判断ください。

（※1） 要保護児童対策地域協議会に登録される支援対象児童については、児童福祉法第6条の3第8項の要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）や同条第5項の要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童）などが考えられます。

問 11 令和2年4月7日付け事務連絡にある「仕事を休んで家にいることが可能な保護者」には、テレワークで在宅勤務をしている者は含むのか。

- テレワークで在宅勤務をしている場合は仕事を休んで家にいるものではないため、上記の定義に必ずしも該当するものではありません。いずれにしても、御家庭の状況、子どもの年齢や職務の内容等を十分に勘案した上で、市区町村において適切に御判断ください。

問 12 登園自粛や臨時休園の際に、保護者や特に支援が必要とされる子どもに対して、保育所等の側からどのような支援を行う必要があるか。

- 登園自粛の継続や臨時休園の実施により、子どもやその保護者が自宅で過ごす時間が長くなることが考えられるため、保育所等においては、市区町村とも連携の上、保護者に対する相談支援を行うなど、必要な支援を行ってください。

特に、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象児童など、配慮が必要な子どもについては、保育所等において、定期的に（支援対象児童についてはおおむね1週間に1回以上）その状況を確認していただくなど、関係機関との連携を密にして取り組んでいただくようお願いします。

（健康診断の実施等について）

問 13 新型コロナウイルス感染症が一部の地域で拡大している中で、保育所の利用児童の健康診断について、どのような対応をしたらよいか

- 設備運営基準では、入所時及び年2回の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行うこととしています。健康診断の実施に当たっては、子どもが密集する状況をつくらない等の工夫をしながら、子どもの健康状況の把握を行うことが望まれます。

ただし、新型コロナウイルス感染症が一部の地域で拡大している中で、地域の感染症の発生状況や施設の状況などから実施体制が整わず、当初予定していた時期に健康診断を行うことが困難となる場合には、健康診断の実施を延期しても差し支えありません。

なお、保育所の利用児童の健康診断について実施を延期する場合には、特に、日常的な健康観察等による子どもの健康状態の把握に一層努め、健康上の問題があると認められる場合には、嘱託医と相談の上、適切な支援を行うようにしてください。

問 14 自身の子どもの登園自粛の影響等で、調理員が保育所に出勤できなくなった場合には、給食を実施する代わりに弁当持参としてよいか。

- 調理員が出勤できない場合の給食提供については、公定価格の基本分単価に調理員の人件費が計上されていることにも鑑みれば、代替となる調理員の確保に努め、給食実施の継続を図ることが前提です。しかし、それでもなお代替調理員が確保できず、給食の実施がどうしても困難である場合には、その期間についてのみ、保管に当たっての衛生管理にも留意の上、一時的に各家庭から弁当を持参してもらう取扱いとすることもやむを得ないものと考えます。

問 15 新型コロナウイルス感染症の影響で、給食に使う生鮮食品の入手が難しくなっているが、毎日その日の分の材料を仕入れなければならないのか。

- 保育所等を含む社会福祉施設における調理過程における重要事項については、「社会福祉施設における衛生管理について」（平成9年3月31日付社援施第65号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長・社会・援護局施設人材課長・老人保健福祉局老人福祉計画課長・児童家庭局企画課長連名通知。以下「衛生管理通知」という。）において、「大量調理施設衛生管理マニュアル」（以下「マニュアル」という。）が適用されない社会福祉施設についても可能な限りマニュアルに基づく衛生管理に努めるよう周知願う旨お示ししているところです。
- 今般の新型コロナウイルス感染症への対応において、各自治体で様々な対応がなされているところですが、保育所等における給食の原材料の納入に関しては、衛生管理通知で引用するマニュアルⅡ 1（5）において、「缶詰、乾物、調味料等常温保存可能なものを除き、食肉類、魚介類、野菜類等の生鮮食品については1回で使い切る量を調理当日に仕入れるようにすること」とされているところです。この点について、新型コロナウイルス感染症対策の影響で生鮮食品を当日に仕入れる体制の確保が難しい場合には、保存や調理に関して引き続きマニュアルに基づく衛生管理に努めるよう留意した上で、当日ではなく前日に仕入れるなど柔軟な対応をとることは差し支えありません。

(行事等における注意点など)

問 16 プール活動を行う際に、新型コロナウイルス感染症対策として、どのような対応をしたらよいか。

- 保育所におけるプールの水質管理については、「遊泳用プールの衛生基準について」(平成 19 年 5 月 28 日付け健発第 0528003 号厚生労働省健康局長通知別添)に従い、遊離残留塩素濃度が適切に管理されている(※1)場合、学校プールにおける運用(※2)と同様、プールの水を介した感染のリスクは低いとされています。そのため、これまで同様、プールの水質管理の徹底をお願いいたします。なお、低年齢児が利用することが多い簡易ミニプール(ビニールプール等)についても同様の管理が必要です。
- プール活動にあたっては、プールのサイズに合わせ、一度に活動する人数を調整する等子どもが密集する状態を作らないよう工夫をすることが望まれます。また、着替えや、汗等の汚れをシャワーで流すなど、プール活動の前後に行う行動についても、子どもが密集する状況をつくらぬよう時間差をつける、タオルなどの備品を共用しない等の工夫が考えられます。

(※1) 「遊泳用プールの衛生基準について」(平成 19 年 5 月 28 日付け健発第 0528003 号厚生労働省健康局長通知別添)に従い、遊離残留塩素濃度が 0.4 mg/L から 1.0 mg/L に保たれるよう毎時間水質検査を行い、濃度が低下している場合は消毒剤を追加するなど、適切に消毒する。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsu-eisei01/02.html>

(※2) 「学校プールについては、学校環境衛生基準(平成 21 年文部科学省告示第 60 号)に基づき、プール水の遊離残留塩素濃度が適切に管理されている場合においては、水中感染のリスクは低いと指摘されております。」(「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて」(令和 2 年 5 月 22 日事務連絡(スポーツ庁政策課学校体育室、文部科学省初等中等教育局幼児教育課))

問 17 新型コロナウイルス感染症対策を行うことが求められる状況の中で、熱中症予防策としてどのような点に配慮したらよいか。

- 熱中症の予防については、「熱中症予防の普及啓発・注意喚起について(周知依頼)」(令和 2 年 5 月 18 日事務連絡)(※1)でお知らせしているように、

新型コロナウイルスへの感染拡大の防止の観点には十分留意しつつ、こまめな水分・塩分の補給、扇風機やエアコンの利用等の予防策を適切に行っていたことが重要です。

- なお、エアコンの利用で室温等の調整を行っている際にも、こまめに換気を行うようにしてください。
- また、飛沫感染対策の一環として、職員がマスクを着用する際も、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合には、マスクを外したうえで、その他の感染症対策を適切に行うよう配慮して下さい（熱中症対策は、※2も御参照ください）。

(※1)「熱中症予防の普及啓発・注意喚起について（周知依頼）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000631950.pdf>

(※2)「新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）」問4「本格的な夏の到来で、熱中症予防のために、一般的な家庭用エアコンをかけ続けています。そのために換気ができないのですが、どのような工夫をしたらよいでしょうか。」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q1-4

問 18 保育所等で子どもにマスクは着用させるべきか。また、保育士がマスクを着用するに当たって注意すべき点などはあるか。

- 子どもについては、子ども一人ひとりの発達の状況を踏まえる必要があることから、一律にマスクを着用することは求めていません。特に2歳未満では、息苦しさや体調不良を訴えることや、自分で外すことが困難であることから、窒息や熱中症のリスクが高まるため、着用は推奨されません。2歳以上の場合であっても、登園している子どもが保護者の希望などからマスクを着用している場合は、マスク着用によって息苦しさを感じていないかどうかについて、十分に注意していただき、持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理して着用させず、外すようにしてください。（なお、WHOは5歳以下の子どもへのマスクの着用は必ずしも必要ないとしています。）
- 感染防止対策のために成人等がマスクを着用することは重要ですが、表情によるコミュニケーションの重要性を指摘する声もあります（※2）。保育所における感染防止対策については、各保育所の実情に応じて実施されているところですが、口元を含めた表情を見せることが望ましい局面などでフェイスシールドやマウスシールドを利用するケースもあると思われます。その場合、フェイスシールドやマウスシールドはマスクと比べて飛沫拡散防止効果が低い可

能性があることに留意し、子どもとの距離や声量に配慮することなどが必要とされている点に留意してください。

(※1) WHO と UNICEF による子どものマスク着用に関するガイダンス

https://www.who.int/publications/i/item/WHO-2019-nCoV-IPC_Masks-Children-2020.1

(※2) 通所型児童福祉施設における新型コロナウイルス感染症に関する Q&A (厚生労働科学特別研究事業「新型コロナウイルス感染症に対する院内および施設内感染対策の確立に向けた研究」

http://www.tohoku-icnet.ac/covid-19/mhlw-wg/images/division/child_welfare_facility/d06_pdf02.pdf

問 19 保護者等が参加する行事について、新型コロナウイルス感染症対策として、どのような配慮が必要か。

- 保育所等において保護者等が参加する行事については、保育所等と保護者等との相互理解を図るために、それぞれの保育所等で内容や実施方法を工夫しながら行われてきているものです。一方、実施方法等によっては、大人数が一堂に会し、感染症対策上のリスクに配慮が必要な状況となることが考えられます。
- これまで保護者等が参加していた行事について、地域の感染状況等を踏まえ、その目的に応じた保護者等との相互理解の方法について検討を行ったうえで、現時点で開催を予定する場合には、以下のような感染拡大防止の措置をとっていただくとともに、実施方法の工夫の例が考えられます。

<感染拡大防止の措置>

- ・ 風邪のような症状のある方には参加をしないよう呼びかけ
- ・ 参加者へのマスクの着用や手洗の推奨、可能な範囲でアルコール消毒薬の設置
- ・ 屋内で実施する行事の場合には、こまめな換気の実施

<開催方式の工夫の例>

- ・ 参加人数を抑えること (対象となる子どもやクラスの限定、保護者等の参加人数に制限を加えるなどして最小限とする、保護者等を別会場とする等)
- ・ 参加者間のスペースを確保すること

地域子ども・子育て支援事業にかかる新型コロナウイルス感染症対策関係FAQ（R3. 4. 23）

	事業名	質問	回答	発出日
1	放課後児童健全育成事業 （令和2年学校の一時臨時休業における開所関係）	学校は臨時休業するのに、なぜ放課後児童クラブはしないのか。	放課後児童クラブについては、保護者が働いており、家に1人であることができない年齢の子どもが利用するものであることから、原則として引き続き開所しただくこととしております。 ただし、放課後児童クラブにおいても、感染の予防に最大限配慮することが必要であり、「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）（令和2年2月25日付け事務連絡）」①児童や職員が罹患した場合や、地域で感染が拡大している場合には、市区町村の判断の下、臨時休所が行われるとともに、②開所する場合にも、手洗いなどの感染拡大防止の措置を講ずるなど、感染の予防に努めるよう周知しているところです。	令和2年3月11日 令和3年1月7日修正 （下線部分）
2	放課後児童健全育成事業 （開所関係）	放課後児童クラブにおいて感染してしまった子どもが出た場合、市区町村はまず何をすべきか。	都道府県の保健衛生部局等と連携の上、感染者の状況の把握とともに、濃厚接触者の範囲の確認を行い、休所について判断を行ってください。休所に関する措置については「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）（令和2年2月25日付け事務連絡）」で示しているところです。 他の保護者への周知については、個人情報に十分配慮した上で、 ・現時点での休所予定期間 ・休所中の健康観察とその連絡（症状が出たら保健所とともに放課後児童クラブにも必ず連絡するよう依頼） ・代替事業の紹介（ファミリー・サポート・センターやベビーシッター等） ・利用料等の取扱い ・今後の連絡先や相談窓口 などについて情報提供及び要請を行ってください。 感染症対策としての消毒については、保健所の指示に従い、施設の消毒を行ってください。 感染した子ども等に対して、偏見が生じないよう、人権に配慮した対応が必要であり、休所に際し子どもや保護者に過度の不安を生じさせないために、新型コロナウイルス感染症について正しい認識や感染症対策を含めた理解を深められるよう情報提供を行ってください。	令和2年3月11日
3	放課後児童健全育成事業 （開所関係）	子どもが濃厚接触者に特定された場合どのように対応すべきか。	子どもが感染者の濃厚接触者に特定された場合には、当該子どもの保護者に対し、市区町村は通所を避けるよう要請することとしています。なお、この場合において、通所を避ける期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間を目安としております。	令和2年3月11日
4	放課後児童健全育成事業 （衛生管理）	新型コロナウイルス感染症の予防のために注意すべきことはあるか	まずは、一般的な感染症対策や健康管理を心がけてください。最も重要な対策は手洗い等により手指を清潔に保つことです。具体的には、石けんを用いた流水による手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒などを行ってください（適切な手洗いの手順等については『保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）』のP14等をご参照ください。）。また、新型コロナウイルス感染症対策として、手が触れる机やドアノブなど物の表面には、消毒用アルコールの他、次亜塩素酸ナトリウムによる消毒が有効です。 定期的な換気も併せて行ってください。特に、行事等により、室内で多くの子どもたちが集まる場合には、こまめな換気が重要です。 なお、放課後児童クラブの現場においてマスク等が必要というご意見も伺っており、職員に一人一枚布製マスクが行き届くよう配布を行っているところです。また、市区町村がマスクや消毒液の購入等に必要となる経費を上限50万円まで補助することとしております。 『保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）』 https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf	令和2年3月11日
5	放課後児童健全育成事業 （衛生管理）	令和2年3月2日付通知の子どもの居場所の確保に係る衛生管理についての「別紙」は、放課後児童クラブには適用されるか。	当該通知の「別紙」は学校が子どもを預かる際の留意点について示したものであり、放課後児童クラブを念頭に置いたものではありません。 学校においても、あくまでも衛生管理の際に参考としていただきたいという趣旨で示したものであり、具体的な運用については、それぞれの施設の状況や子どもの実態に応じて柔軟に対応いただく位置付けの資料です。 一方、放課後児童クラブにおいても感染症対策は重要であり、令和2年3月2日付けの通知では、密集性を回避し感染を防止する観点等から、学校の教室等の活用を促したところです。 放課後児童クラブにおいては、本通知の別紙を可能な範囲で参考にし、衛生管理に留意していただきたいと考えます。	令和2年3月11日 令和3年1月7日修正 （下線部分）

	事業名	質問	回答	発出日
6	放課後児童健全育成事業 (通所を避けるよう要請する目安)	発熱の目安が37.5℃とされているが、低年齢児の場合すぐに超えてしまう場合もある。必ず遵守しなければいけない基準か。	「「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について（令和2年2月17日付事務連絡）」に基づき、通所を避けるよう要請する場合は発熱の目安を37.5℃としているところです。ただし、発熱の判断をする際には、平熱に個人差があることについて留意することが求められます。また、今般の新型コロナウイルスを発症した人の中には、あまり高い熱が出ないケースも見受けられます。平熱が高い子どもの個々の取り扱いについては、主治医や地域の医療機関に相談するとともに、判断に迷う場合は市区町村や保健所とも相談の上対応してください。	令和2年3月11日 令和2年5月14日削除
7	放課後児童健全育成事業 (通所を避けるよう要請する目安)	発熱や呼吸器症状が有る場合は通所を避けてもらうよう要請となっているが、ぜん息など、新型コロナウイルス感染症以外の疾患からくる症状で、感染性のものではないと医師から診断が出ている場合の取り扱いはどうにすべきか。	新型コロナウイルスの感染拡大の防止の観点から、発熱や呼吸器症状など風邪症状がある場合は通所・出勤の回避を要請していただくよう、「保育所等における感染拡大防止のための留意点について（令和2年2月25日）」でお伝えしたところです。ただし、呼吸器症状等が感染性のものでないと医師が判断した場合はこの限りではありません。なお、症状等で心配がある場合には、主治医や地域の医療機関に相談するとともに、市区町村や保健所とも相談の上対応してください。	令和2年3月11日
8	放課後児童健全育成事業 (通所を避けるよう要請する目安)	今般の小学校等の臨時休業に伴い、人的体制を確保する観点から、小学校の教職員に加え、春休み中の大学の学生等の協力のもと放課後児童クラブを運営することは可能か。	人的体制の確保の観点から有効であると考えられるため、当該学生が就業又はボランティアとしてクラブの業務に携わることは問題ありません。ただし、感染の予防に十分留意するとともに、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に係る市町村が条例で定める基準を満たしていただく必要があることに留意してください。	令和2年3月11日
9	放課後児童健全育成事業 (通所を避けるよう要請する目安)	閉館中の児童館において放課後児童クラブを実施している場合、児童館内のホールや図書室を放課後児童クラブの登録児童が使用することは可能か。	可能です。 「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての保育所等の対応について」（令和2年2月27日事務連絡）において、放課後児童クラブについては、感染の予防に留意した上で、原則として、開所いただくこととしているところです。児童館で実施するクラブについては、児童の密集を回避し、感染のリスクを予防する観点からも、御指摘のホールや図書室などのスペースも活用しながら開所していただくことが望ましいです。	令和2年3月11日
10	放課後児童健全育成事業 (通所を避けるよう要請する目安)	「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後児童健全育成事業の優先利用に関する留意事項について」（令和2年3月4日付け子発第1号厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長通知）（以下「令和2年通知」とする。）において、放課後児童クラブの優先利用についての考え方が示されているが、この通知をもって、「放課後児童健全育成事業の事務手続に関する留意事項について」（平成28年9月20日付け雇児総発0920第2号）（以下「平成28年通知」とする。）は廃止となるのか。	平成28年通知について、廃止とはなりません。 今般の小学校等の臨時休業に伴い、従来の放課後児童クラブの利用児童数よりニーズが高まることが考えられることや新型コロナウイルス感染症対応のため医療体制を維持する必要があること等により、これまで以上に優先的な利用が求められる場合が考えられます。そのため、平成28年通知においてお示している考え方に加えて、令和2年通知において保護者が医療・介護職や保育士などの社会的要請が強い職業等に就いている場合などについても優先利用の対象と考えられることをお示したところです。	令和2年3月11日
11	放課後児童健全育成事業、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	都道府県等からの要請等により放課後児童クラブ等を臨時休業することになった場合、子ども・子育て支援交付金の算定にあたって、当該休業日を開所日数に含めてよいか。	「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）（令和2年2月25日）」における取り扱いを踏まえ、都道府県、保健所を設置する市、又は特別区からの休業の要請を受けて地域子ども・子育て支援事業を臨時休業している場合において、子ども・子育て支援交付金の算定に当たっては、もともと開所の予定があったものについては、開所したもものとして算定して差し支えありません。その際は、休業に至った経緯等を事業の歳入歳出に係る証拠書類として整理し保管するようご留意ください。 なお、都道府県等から臨時休業の要請がない場合であっても、職員や利用者に発症者がいる場合など、市町村の判断に必要な臨時休業を行う場合においても、上記の取り扱いに準じることとします。	令和2年3月12日

	事業名	質問	回答	発出日
12	放課後児童健全育成事業	児童数は増加しないが、新型コロナウイルス感染症予防としての支援の単位当たりの人数を減らして実施する場合、今般創設した「支援の単位を新たに設けて運営する場合の補助」の活用は可能か。	感染症防止の観点から、支援の単位を分けることは有効であるため、本補助を活用して差し支えありません。なお、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に係る市町村が条例で定める基準を満たしていただく必要があることに留意してください。	令和2年3月12日
13	放課後児童健全育成事業	例えば、児童館で実施する放課後児童クラブが、児童館とは別の敷地に所在する学校の教室等を活用して支援の単位を新たに設ける場合、今般創設した「支援の単位を新たに設けて運営する場合の補助」の活用は可能か。	活用して差し支えありません。ただし、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に係る市町村が条例で定める基準を満たしていただく必要があることに留意してください。 各市町村においては、感染のリスクを予防する観点から、学校の教室や児童館を活用するなど、児童の密集を回避できる実施場所の確保に努めるようお願いいたします。	令和2年3月12日
14	放課後児童健全育成事業	児童同士の密集を防ぐ目的で、一時的に別の敷地に所在する施設等に実施場所を移して事業を行うことは可能か。	新型コロナウイルス感染症予防の観点から有効であると考えられるため、通常時と異なる敷地に所在する、より広い専用区画を確保できる施設等において事業を実施して差し支えありません。ただし、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に係る市町村が条例で定める基準を満たしていただく必要があることに留意してください。 各市町村においては、感染のリスクを予防する観点から、学校の教室や児童館を活用するなど、児童の密集を回避できる実施場所の確保に努めるようお願いいたします。	令和2年3月12日
15	放課後児童健全育成事業	小学校の臨時休業に伴い増加するニーズに対応するため、新たに支援の単位を増やした場合等は財政支援を受けることができることとされているが、児童の数が10人未満である場合、放課後児童健全育成事業実施要綱（平成27年5月21日付け雇児発0521第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添1「放課後児童健全育成事業」の「11 費用」に基づき、厚生労働大臣の承認を得る必要があるのか。	今般の小学校の臨時休業に伴い新たに開所する支援の単位については、児童の数が10人未満であっても、今回に限っては承認を不要とします。	令和2年3月12日
16	放課後児童健全育成事業	小学校の臨時休業に伴い増加するニーズに対応するため、新たにクラブを開所した場合、今般創設した「支援の単位を新たに設けて運営する場合の補助」の活用は可能か。	児童福祉法に基づく市町村への届け出が行われていれば、活用して差し支えありません。	令和2年3月12日
17	放課後児童健全育成事業	児童福祉法に基づき市町村への届出がされている放課後児童クラブである一方で、市町村地域子ども・子育て支援事業計画に位置付けていない等の理由で、市町村から放課後児童健全育成事業（特定分）の補助が出ていないクラブについても、今般、創設された「支援の単位を新たに設けて運営する場合の補助」の対象となるか。	児童福祉法に基づく市町村への届け出が行われていれば、対象として差し支えありません。	令和2年3月12日
18	放課後児童健全育成事業	今般の臨時休業に関連して保護者が追加で負担する必要がある保険料などは、今般の財政措置に含まれるか。	今般の措置の特殊性に鑑み、保険料を含め、運営に必要な経費は今回の加算に含まれます。なお、飲食物費は、従来より保護者の実費負担としていることから、含まれません。	令和2年3月12日
19	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	交付要綱上、「子どもの預かりの援助を行いたい会員に助成する場合に補助」とあるが、既に事業を実施し、会員間で利用料の支払いを行ってしまったケースについては補助対象外となるのか。	既に事業を実施した場合や、当該事業の実施に向けた事務手続きが年度内執行に間に合わない等のやむを得ない事情がある場合においては、照会のケースも補助対象とし、利用会員へ償還払いをする取扱いとしても差し支えありません。	令和2年3月12日

	事業名	質問	回答	発出日
20	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業について、市により一括購入した子ども用マスク等を各事業所に配布し、別に事業所毎で感染防止用の備品等購入を行う場合、市に対して500,000円、各事業所に対して1か所あたり500,000円の補助基準額がそれぞれ適用されるのか。	放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及びファミリー・サポート・センター事業は1市町村当たり、その他事業は1か所当たり500,000円の補助基準額としているので、照会のケースでは、市による子ども用マスク等の一括購入にかかる経費と事業所による備品購入にかかる経費を合算した実支出額に対して500,000円の補助基準額が適用されま す。 子ども用マスク等の一括購入にかかる経費については、各事業所への配布枚数に応じて按分すること等で1か所あたりの経費を算定することが考えられま す。	令和2年3月12日
21	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業について、事業所で感染症防止用の備品等購入を行う場合の対象範囲は。	子ども用マスクや消毒用エタノール、体温計、空気清浄機、液体石鹸、うがい薬等、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から必要と考えられるものは対象として差し支えありません。	令和2年3月12日
22	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業	「市町村による事業所等へ配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入」とあるが、事業者がマスクや消毒液等を購入した場合については補助対象となるか。	補助対象となります。	令和2年3月12日
23	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業	今回の補助対象は物品の購入・納品等を3月中に完了させる必要があるのか。また、納品等が間に合わない場合はどうすれば良いのか。	今回の補助対象は物品の購入・納品等を3月中に完了させる必要があります。一方で、新型コロナウイルスの感染拡大等の影響により、納品が間に合わないなど、事業の完了が4月以降になることが見込まれる場合については、繰越（事故繰越）の手続きが必要となるため、地方財務局に御相談ください。	令和2年3月12日
参考 (24-1)	放課後児童健全育成事業 (令和2年4月7日発令緊急事態宣言における緊急事態特別措置関係)	緊急事態特別措置を実施すべきとされた地域における放課後児童クラブは、どのように対応すべきか。	まずは、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対して、通所を控えるようお願いするなど、規模を縮小して開所することについて検討をお願いします。また、子どもや職員が罹患した場合や地域で感染が著しく拡大している場合で規模を縮小して実施することも困難なときは、臨時休業の検討をお願いします。なお、この場合においても、医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な者の子ども等の預かりが必要な場合の対応について、検討をお願いします。	令和2年4月9日 令和3年1月7日修正 (下線部分)
24-2	放課後児童健全育成事業 (令和3年1月8日及び4月25日発令緊急事態宣言における緊急事態特別措置関係)	緊急事態特別措置を実施すべきとされた地域における放課後児童クラブは、どのように対応すべきか。	令和3年1月の緊急事態宣言は、令和3年1月7日付けで変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に記載のとおり「社会経済活動を幅広く止めるのではなく、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底する。すなわち、飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、その実効性を上げるために、飲食につながる人の流れを制限する」ものであることに加え、新型コロナウイルス感染症の特徴として、子どもが重症化する割合は低いため、感染防止策を徹底しつつ、原則開所していただくようお願いいたします。また、令和3年4月の緊急事態宣言についても、同様の対応をお願いいたします。 なお、放課後児童クラブにおいて感染者が出た場合等、臨時休業等する場合には、参考(24-1)の回答(25、26の解釈を含む。)に沿った配慮をお願いします。	令和3年1月7日 令和3年4月23日修正 (下線部分)

	事業名	質問	回答	発行日
25	放課後児童健全育成事業 (緊急事態特別措置関係)	「緊急事態宣言後の保育所等の対応について(令和2年4月7日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課ほか連名事務連絡)」にある「医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者」にはどのようなものが想定されるか。	<p>各都道府県における休業要請等の内容や、市町村の実情を踏まえてご検討いただくものではありませんが、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年3月28日(令和3年4月23日変更))」において例示されている「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」を踏まえ、市区町村において検討の上、適切にご判断ください。</p> <p>※(参考)新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年3月28日(令和3年4月23日変更))(抜粋)</p> <p>(別添)緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者</p> <p>以下事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。</p> <p>1. 医療体制の維持 ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、すべての医療関係者の事業継続を要請する。 ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供など、患者の治療に必要なすべての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。</p> <p>2. 支援が必要な方々の保護の継続 ・高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者(生活支援関係事業者)の事業継続を要請する。 ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者などが生活する上で必要な物資・サービスに関わるすべての製造業、サービス業を含む。</p> <p>3. 国民の安定的な生活の確保 ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。</p> <p>① インフラ運営関係(電力、ガス、石油・石油化学・LPGガス、上下水道、通信・データセンター等) ② 食料品供給関係(農業・林業・漁業、食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等) ③ 生活必需物資供給関係(家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等) ④ 食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係(百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等) ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係(配管工・電気技師等) ⑥ 生活必需サービス(ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等) ⑦ ごみ処理関係(廃棄物収集・運搬、処分等) ⑧ 冠婚葬祭関係(火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等) ⑨ メディア(テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等) ⑩ 個人向けサービス(ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等)</p> <p>4. 社会の安定的維持 ・社会の安定的維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。</p> <p>① 金融サービス(銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等) ② 物流・運送サービス(鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等) ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持(航空機、潜水艦等) ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス(ビルメンテナンス、セキュリティ関係等) ⑤ 安全安心に必要な社会基盤(河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等) ⑥ 行政サービス等(警察、消防、その他行政サービス) ⑦ 育児サービス(託児所等)</p> <p>5. その他 ・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの(高炉や半導体工場など)、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの(サプライチェーン上の重要物を含む。)を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。</p>	令和2年4月9日 令和3年4月23日修正 (下線部分)
26	放課後児童健全育成事業 (緊急事態特別措置関係)	「緊急事態宣言後の保育所等の対応について(令和2年4月7日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課ほか連名事務連絡)」にある「仕事を休んで家にいることが可能な保護者」にはテレワークで在宅勤務をしている者は含むのか。	テレワークで在宅勤務をしている場合は仕事を休んで家にいるものではないため、必ずしも「仕事を休んで家にいることが可能な保護者」に該当するものではありません。いずれにしても、ご家庭の状況、子どもの年齢や職務の内容等を十分に勘案した上で、市区町村において適切にご判断ください。	令和2年4月1日
27	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業(小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援)	令和2年度補正予算で継続して計上している事業(小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援、小学校の臨時休業に伴うファミリー・サポート・センター事業の利用料にかかる財政支援、感染拡大防止対策に係る支援)について、FAQ12~22の取扱いと同様になるのでしょうか。	お見込みのとおりです。	令和2年5月1日

	事業名	質問	回答	発出日
28	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援）	従来の放課後児童健全育成事業の運営費にかかる補助単価は、運営費全体の1/2を保護者負担とするの考え方に基づき設定されていると承知しています。令和2年度の補正予算で計上している「小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援」にかかる補助単価についても、同様の考え方により設定されていますか。	「小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援」にかかる補助単価については、今回の措置の特殊性に鑑み、保護者負担は求めないとの考え方により設定しています。	令和2年5月1日
29	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（放課後児童クラブの利用料にかかる財政支援）	「放課後児童クラブの利用料にかかる財政支援」についてどのような場合に対象となるのですか。	市区町村が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために放課後児童クラブを臨時休業をさせた場合等、市区町村が保護者へ返還する日割り利用料について財政支援を行うこととしています。 なお、市区町村の要請等により臨時休業や通所回避をすることがあらかじめ分かっている場合等に、その分の利用料を徴収しなかった場合は保護者に返還したものとみなして本事業の対象とすることができます。 利用料の返還のイメージについては別紙のとおりとなります。 また、「市区町村が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために放課後児童クラブを臨時休業をさせた場合等」にどのような場合が含まれるかについては問30のとおりとなります。	令和2年5月1日 令和2年5月14日修正 (下線部分)
30	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（放課後児童クラブの利用料にかかる財政支援）	「市区町村が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために放課後児童クラブを臨時休業をさせた場合等」にはどのような場合が含まれますか。	「市区町村が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために放課後児童クラブを臨時休業をさせた場合等」には、市区町村の要請・同意により放課後児童クラブを休所した場合や市区町村からの通所回避の要請により放課後児童クラブを欠席した場合等が含まれ、例えば、以下の場合が考えられます。 ①子ども等の感染が発覚し、市区町村からの要請・同意により、放課後児童クラブの一部又は全部を休所した場合 ②地域の公衆衛生の観点から、市区町村の要請・同意により、放課後児童クラブの一部又は全部を休所した場合 ③放課後児童クラブは開所しているが、感染、感染の疑い、濃厚接触により一部の子どもに対し、市区町村から通所回避の要請・同意を行った場合 ④小学校の臨時休業等に伴い、放課後児童支援員の数が少ないため、自宅での養育を要請する場合など、市区町村の要請・同意により放課後児童クラブに通所しなかった場合	令和2年5月1日
31	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（放課後児童クラブの利用料にかかる財政支援）	補助対象額についてどのように算出すればいいですか。	補助対象額については、各施設での1日・1人当たりの利用料を算出し、1日・1人当たりの補助基準額（500円）の範囲内で補助することとなります。 各施設における1日当たりの利用料の算出方法については、例えば、以下のような方法が考えられます。 (例：月25日開所の放課後児童クラブで利用料が月額1万円の1日当たりの利用料の算出方法) 月額10,000円 ÷ 25日（開所日数） = 1日当たり400円 上記例の放課後児童クラブの場合は1日当たり400円が補助対象額となります。 上記例の補助額の算出方法については、補助対象額に通所できなかった日数を乗じた額となります。	令和2年5月1日
32	放課後児童健全育成事業、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	都道府県等からの要請等により放課後児童クラブ等を臨時休業することになった場合、子ども・子育て支援交付金の算定にあたって、当該休業日を開所日数に含めてよいのか。	「緊急事態宣言後の保育所等の対応について」（令和2年4月7日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）等における取り扱いを踏まえ、都道府県知事からの使用の制限等の要請を受けて地域子ども・子育て支援事業を臨時休業している場合において、子ども・子育て支援交付金の算定に当たっては、もともと開所の予定があったものについては、開所したものとして算定して差し支えありません。その際は、休業に至った経緯等を事業の歳入歳出に係る証拠書類として整理し保管するようご留意ください。 なお、都道府県知事から使用の制限等の要請がない場合であっても、子どもや職員が罹患した場合や地域で感染が着しく拡大している場合など、市区町村の判断で必要な臨時休業を行う場合においても、上記の取扱いに準じることとします。また、都道府県等から臨時休業の要請がない場合であっても、職員や利用者に発症者がいる場合など、市区町村の判断で必要な臨時休業を行う場合においても、上記の取扱いに準じることとします。	令和2年5月1日
33	放課後健全育成事業	市区町村の要請により臨時休業した場合の交付金の取扱いはどのようになりますか。	市区町村の要請により臨時休業した場合の子ども・子育て支援交付金の算定に当たっては、もともと開所の予定があったものについては、開所したものとして算定して差し支えありません。なお、その際に算定できるものとしては基本額のほか、開所した場合に算定できる予定であった加算についても算定して差し支えありません。	令和2年5月1日
34	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援）	小学校の分散登校の実施により、休業している学年の子どもを午前中から放課後児童クラブで預かりを行った場合、「小学校の臨時休業等に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援」の対象となりますか。	お見込みのとおりです。	令和2年5月14日

	事業名	質問	回答	発出日
35	放課後児童健全育成事業、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、児童厚生施設	「緊急事態宣言後の保育所等の対応について（令和2年4月7日付け事務連絡）」にある「ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な者の子ども等」には、どのような者が想定されますか。	ひとり親家庭の子ども他、例えば、病気や障害を有している保護者の子ども、同居している親族を常時介護・看護している保護者の子ども、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象児童などであって、家庭での保育が困難と考えられる場合が考えられ、市区町村において検討の上、適切にご判断ください。	令和2年5月14日
36	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	令和2年度補正予算に計上している子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時利用支援加算について、既に事業を実施し、会員間で利用料の支払いを行ってしまったケースについては補助対象外となるのか。	既に事業を実施した場合等のやむを得ない事情がある場合においては、照会のケースも補助対象とし、利用会員へ償還払いをする取扱いとしても差し支えありません。	令和2年5月14日
37	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業（全事業共通）	新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項第2号の緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除がなされた地域についても、実施要件を満たせば、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業の対象となりますか。	各事業の実施要件を満たせば、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項第2号の緊急事態措置を実施すべき区域の指定の有無にかかわらず、対象となります。	令和2年5月14日
38	放課後児童健全育成事業（通所を避けるよう要請する目安）	発熱に関して、低年齢児の場合、一般に体温が変動しやすい。何を基準に判断すればよいか。 ※No. 6を削除し、No. 38を追加	「保育所等における感染拡大防止のための留意点について（第二報）（令和2年5月14日）」に基づき、発熱等がある場合は通所を避けるよう要請することとして留意することが求められます。ただし、発熱の判断をする際には、平熱に個人差があることについて留意することが求められます。また、今般の新型コロナウイルスを発症した人の中には、あまり高い熱が出ないケースも見受けられます。子どもの個々の取り扱いについては、主治医や嘱託医と相談するとともに、判断に迷う場合は市区町村や保健所とも相談の上対応してください。	令和2年5月14日
39	放課後健全育成事業	新型コロナウイルス感染症対策のため、放課後児童クラブが臨時休業等をするようになった場合、自宅待機となった職員の給与について、どのように対応すべきか。	今般の新型コロナウイルス感染症に伴い、放課後児童クラブが都道府県等の要請を受けて休業している場合に、もともと開所の予定があったものについては、通常どおり開所したものと交付金を交付し、減額は行わないようにしており、放課後児童クラブを運営する事業所の収入を保障しています。放課後児童クラブの臨時休業等に伴い自宅待機となった職員にかかる人件費の支出についても、これを踏まえて、適切に対応いただくべきものと考えております。	令和2年5月20日

本事務連絡のポイント

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が行われたことを踏まえ、感染対策の一層の徹底をお願いします。なお、文部科学省及び厚生労働省からも通知等が発出されております。あわせて、認定こども園における新型コロナウイルス感染症への対応について、これまで示された主なガイドライン等を整理するとともに、感染者等が発生した場合の臨時休業等の対応について整理しましたので、お知らせいたします。

事 務 連 絡

令 和 3 年 1 月 8 日

都道府県
各 指定都市 認定こども園担当課 御中
中 核 市

内閣府子ども・子育て本部参事官付
(認定こども園担当)

認定こども園における新型コロナウイルス感染症への対応について

日頃より認定こども園行政の推進に御尽力・御協力いただき大変ありがとうございます。

このたび、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条に基づく緊急事態宣言が発出されました。

これを受け、文部科学省より「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」（令和 3 年 1 月 8 日付け文部科学省通知）、厚生労働省より「緊急事態宣言が発出された地域における保育所等の対応について」（令和 3 年 1 月 7 日厚生労働省事務連絡）が発出されましたのでお知らせします。地域の感染の状況に応じて、感染症対策を一層徹底くださるようお願いいたします。あわせて、認定こども園における新型コロナウイルス感染症への対応について、これまで示された主なガイドライン等を整理するとともに、感染者等が発生した場合の臨時休業等の対応について整理しましたので、下記のとおり周知いたします。

つきましては、下記の内容をご確認の上、適切な対応をお願いします。

また、このことについて、管内の認定こども園及び市町村に対して周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症への対応については、これまで主に以下の（1）から

(3) のガイドライン等が示されているところです。特に、幼保連携型認定こども園については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）（第 27 条）に基づき、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に定める出席停止や臨時休業等に関する規定が準用されていますので、出席停止や臨時休業等の実施については、学校（幼稚園）を対象とするガイドライン等を踏まえつつ適切な対応をお願いします。また、幼保連携型以外の認定こども園については、基本的には幼稚園又は保育所等の認可等を受けて設置・運営されているものであることから、それぞれ学校（幼稚園）又は保育所等について示されたガイドライン等を踏まえつつ適切な対応をお願いします。その上で、認定こども園が、一人で家にいることができない年齢の子どもが利用していることや、保護者の就労等により保育の必要性がある子どもの受け皿になっていることを踏まえた臨時休業等に関する対応については、後述の 2. において整理しているところですので、これらを踏まえた対応をお願いします。

(1) 「新型コロナウイルス感染症に対応した持続可能な学校運営のためのガイドライン」（令和 2 年 6 月内閣府事務連絡（抜粋））（別添①）

（内閣府注：別添①省略）

学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続していく必要があることから策定されたものであり、学校における感染症対策の考え方や感染者等が発生した場合、児童生徒等の出席等に関する対応や臨時休業を実施する場合の考え方等について示されています。特に、幼稚園型認定こども園及び幼保連携型認定こども園については、出席停止等の取扱いや臨時休業等について、本ガイドラインを踏まえたご対応をお願いします。

なお、このたびの緊急事態宣言に関しては、「小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（令和 3 年 1 月 5 日付け文部科学省通知）（別添②）、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」（令和 3 年 1 月 8 日付け文部科学省通知）を踏まえた対応をお願いします。（別添③） **（内閣府注：別添②, ③省略）**

「小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（別添②）（抜粋）

1. 学校教育活動の継続と臨時休業の考え方について

地域一斉の臨時休業については、学校における新型コロナウイルス感染症のこれまでの感染状況や特性を考慮すれば、当該地域の社会経済活動全体を停止するような場合取るべき措置であり、学校のみを休業とすることは、子供の健やかな学びや心身への影響から、避けることが適切です。

児童生徒や教職員の中に感染者が発生した場合に、感染者が 1 人発生したことのみをもって、学校全体の臨時休業を行うことは、控えてください。（中略）

なお、幼稚園において臨時休業を行う場合には、幼稚園は一人で家にいることができない年齢の幼児が利用していることを踏まえ、感染拡大防止のための万全の対策を講じた上での預かり保育の提供を縮小して実施すること等を通じて、必要な者に保育が提供されないということがないように、居場所の確保に向けた取組の検討をお願いします。

「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」(別添③)(抜粋)

2. 感染症対策

(5) 幼稚園における感染症対策

幼稚園においては、必要に応じて(2)等に述べた感染症対策を参照するとともに、幼児特有の事情を考慮し、「衛生管理マニュアル」第5章「幼稚園において特に留意すべき事項について」に掲げる事項にも留意しながら、各園における感染症対策について改めて確認・徹底すること。

(2) 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.12.3 Ver.5)」(令和2年12月文部科学省事務連絡)」(参考①) **(内閣府注：参考①省略)**

上記(1)の「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」の考え方にに基づき、学校の衛生管理に関するより具体的な事項について学校の参考となるよう作成されたものです。「Ver.5」の改訂のポイントとして、感染者が発生した場合、直ちに臨時休業を行う対応を見直し、設置者において、保健所と相談の上、臨時休業の要否を判断すること等が示されています。特に、幼稚園型認定こども園及び幼保連携型認定こども園においては、本マニュアル等を踏まえた感染症対策の取組を進めていただくようお願いします。また、認定こども園は満3歳未満の園児も在園することから、感染症予防などについて「保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)」(平成30年厚生労働省)や「保育所等における感染拡大防止のための留意点について(第二報)」(令和2年5月厚生労働省事務連絡)等も活用しつつご対応をお願いします。

(3) 「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&A(第八報)」(令和3年1月7日)(参考②) **(内閣府注：参考②省略)**

保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の臨時休園等の考え方や、新型コロナウイルスへの感染予防の取組を行うに当たっての留意点、行事等における注意点等について示されるとともに、市町村における対応の考え方についても示されています。特に、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園においては、本Q&A等を踏まえた適切な対応をお願いします。

なお、このたびの緊急事態宣言に関しては、「緊急事態宣言が発出された地域における保育所等の対応について」(令和3年1月7日厚生労働省事務連絡)を踏まえた対応をお願いします。(別添④) **(内閣府注：別添④省略)**

「緊急事態宣言が発出された地域における保育所等の対応について」(別添④)(抜粋)

- 保育所、放課後児童クラブ等については、感染防止策を徹底しつつ、原則開所していただきたいこと。

2. 1. のほか、認定こども園において感染症等の発生した場合の臨時休業等の対応に関して、以下のとおり整理しましたので、これを参考とした対応をお願いします。

感染症等が発生した場合の対応については、「幼保連携型認定こども園については、認定こども園法第27条により学校保健安全法第20条が準用されていますので、感染症の予防上必要がある時は、臨時に学級閉鎖や休業を行うことができるとされています。その際、保育の必要性のある子どもを受け入れている児童福祉施設であることを踏まえて対応することが望まれます。これらの措置を行うべきか否かについて、またこれらの措置を行うとした場合の期間等の決定や衛生管理、職員及び休園している園児や登園している園児に対する指導等を含む感染症予防に必要な措置については、自治体関係部署、学校医及び学校薬剤師等と十分相談してください。」（自治体向けFAQ【第18版】No.229）と示しているところであり、これらを踏まえた対応をお願いします。

また、幼稚園型認定こども園においても保育の必要性のある子どもの受け皿となっていることから、これらの園児への対応については、上記の幼保連携型認定こども園に準じた対応をお願いします。

さらに、1.（1）のガイドラインにおいては、幼稚園を臨時休業する場合の預かり保育等の提供について以下のとおり示されていますので、幼稚園型認定こども園はもとより、幼保連携型認定こども園においても、同様の配慮をお願いします。

「新型コロナウイルス感染症に対応した持続可能な学校運営のためのガイドライン」（別添①）（抜粋）

○幼稚園を臨時休業する場合の預かり保育等の提供

幼稚園の臨時休業を行う場合には、幼稚園は一人で家にいることができない年齢の幼児が利用していることを踏まえ、感染拡大防止のための万全の対策を講じた上での預かり保育の提供を縮小して実施すること等を通じて、必要な者に保育が提供されないということがないように、居場所の確保に向けた取組を検討する。特に、子ども・子育て支援新制度や幼児教育・保育の無償化において保育の必要性の認定を受けている幼児であって、保護者が医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者である場合や、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な者の子供の保育が必要な場合等については積極的な対応を検討する。

なお、市町村関係部署におかれては、認定こども園から臨時休業等を行う場合についての相談があった場合には、上記を踏まえ、園との連携及び調整を図りつつ、状況を踏まえた適切な対応をお願いします。

（本件担当）

内閣府子ども・子育て本部参事官付
（認定こども園担当）

Tel : 03 (6257) 3095

【参考】

- ① 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020.12.3 Ver.5）」（令和2年12月文部科学省事務連絡）」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html

- ② 「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&A（第八報）」
（令和3年1月7日）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html

（厚生労働省「保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報」のページ）